

## 日本バス協会事務局より補足

今般、新たに公示された運賃額の届出に関する事務連絡になります。

### 主な内容

- ・ 令和5年9月25日までに新たな公示に基づく運賃・料金に変更するための届出書の提出を行うこと。
- ・ 期限を超過してもなお提出がない事業者に対しては、法第94条第1項の報告義務違反を端緒とした呼出による監査を実施することとする。
- ・ 事業者が提出する運賃・料金の変更届出の実施予定日については、届出日から令和5年10月1日までの間の日に設定すること。
- ・ 公営事業者は、地方公営企業法に基づく手続きを経る必要があることを踏まえ、当該手続きを経るまでの間において届出が猶予される。